

高槻障がい福祉サポートネットワーク 登録のお願い

「高槻障がい福祉サポートネットワーク」（地域生活支援拠点等）に協力いただける事業所を募集します

高槻障がい福祉サポートネットワークとは

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所、行政など、様々な関係機関と連携し、障がい児者や家族が抱える困り事の解決を目指します。

機能	(1) 相談 障がい者等からの相談に応じる機能 (2) 緊急時の受入れ・対応 緊急時の受け入れ、医療機関等への連絡等必要な対応を行う機能 (3) 体験の機会・場の提供 障がい福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会もしくは場を提供する機能 (4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応の体制確保又は専門的な人材の養成を行う機能（各種研修の受講等） (5) 地域の体制づくり 多様なニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能 (6) その他 ネットワークの事務局にて必要と判断される機能 ※上記の機能のうち、一つでも可。事業者において、全てを満たす必要はありません。
登録時に提出していただくもの	高槻障がい福祉サポートネットワーク協力機関登録書
手続きの流れ	(1) 協力機関登録の申出を、高槻市に行い、高槻障がい福祉サポートネットワーク（地域生活支援拠点）協力機関登録書を提出する。 (2) 登録の申出により、高槻市協力機関ステッカー、マグネットシートの交付。
登録後の運用について	○協力機関等は、ネットワークの利用を希望する障がい児者及び御家族等への周知のために、各機関入り口等の見やすい場所にステッカーを貼ってください。 ○高槻市ホームページにて、各事業所の詳細情報を掲載します。
事務局	高槻市役所 福祉相談支援課（障がい者基幹相談支援センター） 住 所：高槻市桃園町2-1 本館1階14番窓口 TEL：072-674-7171/FAX：072-674-5135

障がい者の暮らしを支える

高槻障がい福祉サポートネットワーク

(地域生活支援拠点等)

登録の流れ

① 福祉相談支援課 提出書類

- ・「高槻障がい福祉サポートネットワーク協力機関登録申請書」
※押印不要、メール・FAXでの提出可

「登録通知書」及び「協力機関ステッカー」、「協力機関マグネット」を交付します。
ステッカーは事業所入り口等へ貼ってください。
マグネットは公用車等に貼ってください。
※協力事業所は市HPに掲載いたします。



<ステッカー見本>

② 福祉指導課 届出書類

- ・高槻障がい福祉サポートネットワーク登録通知書（写） ※福祉相談支援課が交付したもの
 - ・給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表 ※地域生活支援拠点等の欄「該当」を選択
 - ・運営規程 ※変更後のもの 別紙記載例を参照に変更してください
 - ・変更届（様式第3号）、障がい福祉サービス事業等変更届（第13号）
- ※押印不要、郵送による提出可

【注意！】 地域生活支援拠点に係る各種加算について

（１）各種加算を得るためには、「市町村が地域生活支援拠点等と位置付ける」ことが必要です。
必ず、①ネットワークの登録、及び②地域生活支援拠点等の届出（運営規程の変更）を行ってください。

（２）適用開始日

福祉指導課への届出日：毎月15日以前→翌月1日、16日以降→翌々月1日

※重要事項説明書にも地域生活支援拠点としての機能を記載し、必要に応じて利用者への説明をお願いいたします。（届出は不要です。）

<問い合わせ先>

【高槻障がい福祉サポートネットワーク(地域生活支援拠点等)に関すること】

福祉相談支援課（障がい者基幹相談支援センター）

TEL:072-674-7171 FAX:072-674-5135 E-mail:tak1717@city.takatsuki.osaka.jp

【指定・届出に関すること】

福祉指導課 障がい福祉事業チーム TEL:072-674-7821 FAX:072-674-7820

【参考】地域生活支援拠点等にかかる加算について

H30 年度及び R3 年度及び R6 年度報酬改定より抜粋

	内容	加算
相談機能の強化 (相談支援) (H30)	連携する <u>短期入所</u> への緊急時の受入れの対応を評価	地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回 (月4回を限度) 等
体験の機会・場の機能の強化 (H30)	<u>日中活動系サービス</u> の体験利用支援加算を引上げ	体験利用支援加算 300 単位/日 → 500 単位/日 (初日から5日目まで) +50 単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
	地域移行支援	障害福祉サービス体験利用支援加算 +50 単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
緊急時における対応機能の強化 (R3)	市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた <u>居宅介護事業所等</u> について、 地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価 【要件変更 (R6)】 関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える	(緊急時の対応を行った場合に加算) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50 単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合 ※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算 (I) 又は緊急時支援費 (I) を算定した場合に更に 50 単位を上乗せする。
緊急時のための受入機能の強化 (R3)	市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた <u>短期入所事業所</u> について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価	短期入所、重度障害者等包括支援利用を開始した日に 100 単位/日 (加算) ※ 重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。
緊急時の重度障害者の受入機能の充実 (R6)	平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた <u>短期入所事業所</u> において、重度障害者の緊急時の受入れについて評価。 あわせて、緊急時の受入れ体制構築を適切に評価【見直し】	平時から連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児者、重症心身障害児者、強度行動障害児者を受け入れた場合に、利用開始した日に 200 単位/日 (加算)
	平時からの情報連携を整えた <u>通所系サービス事業所</u> において、緊急時の受入れについて評価【新設】	平時からの連絡調整に従事する者を配置する通所系サービスにおいて、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。 緊急時受入加算 100 単位/日

運営規程（例）

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等に該当する場合は次の記載例を参考に運営規定に項目を追加してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所） 第●●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。 （１） 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。 （２） 緊急時の受入・対応 介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。（居宅介護事業所等における緊急時の対応、短期入所事業所による緊急時の受入対応等） （３） 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。 （４） 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（喀痰吸引等研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従事者養成研修、移動支援従事者養成研修の受講等） （５） 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。（高槻市自立支援協議会への参画等）	※「●●」⇒（その他運営に関する重要事項）の次条とする。 ※（１）から（５）の役割は例であり、地域生活支援拠点等の整備・事業ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載する。

注１） 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容をご理解いただいた上で作成をお願いいたします。

注２） 福祉相談支援課にて、地域生活支援拠点等として高槻障がい福祉サポートネットワーク協力機関の登録が必要です。登録の上、運営規程変更後10日以内に次の5点の書類を福祉指導課にご提出ください。

指定障がい福祉サービス事業者等変更届（様式第3号）、運営規程、高槻障がい福祉サポートネットワーク協力機関登録決定通知書、障がい福祉サービス事業等変更届（様式第13号）、給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表（※）

※体制等状況一覧表について、「地域生活支援拠点等」が「該当」となります。適用開始日は、書類の提出が毎月15日以前になされた場合には翌月1日、16日以降になされた場合には翌々月1日としてください。